

12/16

東京

介護報酬引き下げ方針

特養中心、全体で2~3%

政府は、介護保険サービスの公定価格である「介護報酬」を、来年度から引き下げる方針を固めた。引き下げる年数は9年あり、急増する

介護費用の抑制が狙いだ。
財務省と厚生労働省で下げ幅の調整が続いているが、
下げる方針を固めた。引き下げる年数は9年あり、急増する

介護報酬は3年に1度見直しがある。介護サービスの料金なので下げれば事業者が受け取るお金が減る。
結果としてサービスの質が

低下したり、スタッフを集めにくくなったりする心配がある。一方、下げれば介護保険の支出が減る。税金や介護保険料はその分少なくてすむ。使ったサービス費用の1割の利用者負担も減る。介護報酬を全体で1%下げるかと、これらの支出は計一千億円減る計算だ。

高齢化が進み介護給付費は増加の一途だ。介護保険

制度が始まった2000年度の3兆6千億円から今年度は10兆円に達した。こうした情勢をふまえ、財務省は介護報酬のマイナス改定を始めた。介護事業者を対象とした国の調査(14年)では、企業の利益率に近い「収支差率」は平均約8%。中小企業の利益率2・2%(13年度)を上回つているとの理由からだ。

介護報酬は09年度と12年度の2度にわたり、介護職員の待遇改善などのためプラス改定が続いてきた。それでも介護職員の平均賃金は月22万円弱で、全産業の平均月32万円との開きはまだ大きい。報酬が下がれば介護職員の給料アップは一層難しくなる。

報酬の引き下げは一律ではなく、特別養護老人ホームなど「収支差率」が高いサービスを中心に下げ、全体をマイナスにする方向。財務省は、待遇改善に狙いを絞った報酬の仕組みなどを活用すれば、マイナス改定と待遇改善は両立するとしている。(蘿西晴子、足田多揚)

介護職員の待遇改善へ不安の声

報酬引き下げ事業者反発も

介護保険サービスの公定価格にあたる「介護報酬」について、政府は全体として引き下げる方針を固めたが、同時に介護職員の給料アップを目指すことになつた。しかし、それは実現可能なかつた。増税分の一部を待遇改善に使うはずだった消費税の再増税も先送りされた。マイナス改定のなかで介護の人材を十分確保できるのかは不透明だ。

前回2012年度と前々回の09年度の介護報酬改定では、職員の給料アップを主眼にプラス改定にした。さらに12年度からは、待遇改定に使い道を限った加算制度も設けた。介護サービスの報酬に加算金を上乗せし、事業者が請求する。職員の給料がちゃんと増えるよう、待遇の改善計画と実績の報告を義務づけた。実績と計画が違えば、加算部

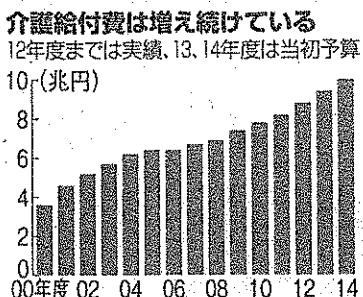
来年度からの待遇改善の財源の一部は、来年10月に予定されていた消費税率10%引き上げの增收分を見込んでいた。増税は先送りされたが、安倍晋三首相は衆院選で待遇改善を「しっかりとやる」と明言してきた。

政府は、待遇改善に絞った報酬加算を拡充した上で、特別養護老人ホームなど取扱い状況がいいとされるサービスの報酬を引き下げても、事業者がサービス水準を維持するためのお金

度以降、介護職員の給与を

は確保できると判断した。給与は月額1万円ほどのアップを想定している。た

だ、事業者側からは「介護崩壊の危機」「十分な待遇改定は困難になる」など、マイナス改定に反発する声が強い。(藤西晴子・足田多揚)



不足だ。10月の有効求人倍率は全職種で1・10倍だったが、介護サービスは2・

▼1面参照
介護現場は慢性的な人手不足。10月の有効求人倍率は全職種で1・10倍だったが、介護サービスは2・

待遇改定が必要な状況だ。あるとされる。さらなる待遇改定が必要な状況だ。

12/16
直角